

総社市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 5 1 号

総社市税条例等の一部を改正する条例

(総社市税条例の一部改正)

第 1 条 総社市税条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) 及び(4) 略 <u>第 2 1 条及び第 2 2 条 削除</u>	(用語) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 徴収金 市税並びにその<u>督促手数料</u>、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。 (3) 及び(4) 略 <u>(督促手数料)</u> <u>第 2 1 条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状 1 通について、5 0 円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</u> <u>第 2 2 条 削除</u>

(総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部改正)

第2条 総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年総社市条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 総社市税外徴収金を期限内に完納しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、この条例の定めるところによる。 第4条 <u>削除</u>	(趣旨) 第1条 総社市税外徴収金を期限内に完納しない者に対する督促、 <u>督促手数料</u> 及び延滞金の徴収については、この条例の定めるところによる。 <u>(督促手数料)</u> 第4条 <u>前条第1項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき50円を徴収する。</u>

(総社市介護保険条例の一部改正)

第3条 総社市介護保険条例(平成17年総社市条例第144号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(保険料の督促及び延滞金) 第9条 略	(保険料の督促 <u>手数料</u> 及び延滞金) 第9条 略

(総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年総社市条例第198号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
(督促) 第 1 3 条 略 2 略	(督促 <u>及び督促手数料</u>) 第 1 3 条 略 2 略 3 <u>第 1 項の規定により督促状を発したときは、督促手数料として 1 通につき 5 0 円を徴収する。</u>

(総社市山手処理区下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 5 条 総社市山手処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(準用) 第 8 条 負担金の徴収猶予、負担金の減免、受益者に変更があった場合の取扱い、督促、延滞金及び公示送達については、総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 8 号）の規定を準用する。	(準用) 第 8 条 負担金の徴収猶予、負担金の減免、受益者に変更があった場合の取扱い、督促 <u>及び督促手数料</u> 、延滞金及び公示送達については、総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 8 号）の規定を準用する。

(総社市清音処理区下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 6 条 総社市清音処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 0 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(準用) 第 9 条 負担金の減免、受益者に変更があった場合の取扱い、督促、延滞金及び公示送達については、総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 8 号）の規定を準用する。	(準用) 第 9 条 負担金の減免、受益者に変更があった場合の取扱い、督促 <u>及び督促手数料</u> 、延滞金及び公示送達については、総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 8 号）の規定を準用

改 正 後	改 正 前
	する。

（総社市総社処理区調整区域下水道事業受益者負担金条例の一部改正）

第7条 総社市総社処理区調整区域下水道事業受益者負担金条例（平成18年総社市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（準用） 第8条 負担金の督促、延滞金及び公示送達については、総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年総社市条例第198号）の規定を準用する。	（準用） 第8条 負担金の督促及び<u>督促手数料</u>、延滞金及び公示送達については、総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年総社市条例第198号）の規定を準用する。

（総社市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第8条 総社市後期高齢者医療に関する条例（平成20年総社市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（保険料の督促及び延滞金） 第5条 保険料の督促及び延滞金については、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例（平成17年総社市条例第60号）に定めるところによる。	（保険料の督促<u>手数料</u>及び延滞金） 第5条 保険料の督促<u>手数料</u>及び延滞金については、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例（平成17年総社市条例第60号）に定めるところによる。

（総社市学校給食費の管理に関する条例の一部改正）

第9条 総社市学校給食費の管理に関する条例（令和3年総社市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(学校給食費の督促等) 第8条 納期限までに学校給食費が納付されない場合における督促及び延滞金の徴収については、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例（平成17年総社市条例第60号）に定めるところによる。	(学校給食費の督促等) 第8条 納期限までに学校給食費が納付されない場合における督促手数料及び延滞金の徴収については、総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例（平成17年総社市条例第60号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。